

2024年度事業報告（要旨）

1) 技能実習事業[公1]

財団の技能実習事業では、2024年度の技能実習1号の受け入れが、2024年度の目標に加え、2023年度の実績も下回る結果になりました。また、ミャンマーからの入国が送り出し制度の改革や震災の影響などにより遅れています。

一方、財団監理の実習生は2023年度の同時期より増加しましたが、コロナ禍前の2019年の実績を大幅に下回っています。実習生の受入れは、インドネシアやミャンマーからの実習生の受け入れが伸びましたが、ベトナムや中国からの受け入れは減少しました。

機構の定期実地検査では、受け入れ状況や備え付け書類関係、送り出し機関との協定等について点検を受けました。機構からは一部の送り出し機関との協定書に送り出し監理費の支払い間隔の取り決めが漏れないと指摘されたことから指導内容にそって送り出し機関と再協定しました。なお、外部監査人については、機構の指摘などをふまえ昨年6月から外部監査人を弁護士に委託し、外部監査を依頼しました。

ブロック代表者会議は、WEB形式で合同説明会を開催し、「育成就労制度の法整備の現状と特定技能制度の動向」について外部講師から説明を受け情報の共有化を図りました。

全国監査会議については、第1回をWEB形式で、第2回を集合形式で開催しました。会議では、運用要領の改正内容や特定技能制度の対象分野の追加等の内容を共有するとともに監査の留意点等を徹底しました。

当財団の実習生の失踪状況は、2024年度は前年度から減少しました。引き続き、失踪防止の取り組みを財団の重点課題として位置づけ関係者と連携しながら有効な対策を検討していくことにしました。

2) 特定技能支援事業[収2]

特定技能外国人の在留状況はコロナ禍以降大幅な増加が続いています。また、新規入国者数（特定技能1号）も増加しました。

一方、出入国管理庁（以下、入管庁）は、特定技能制度における地域との連携強化と共生社会の実現に向け、受け入れ機関に対して特定技能外国人の受け入れにあたって事業所及び居住地の自治体（市区町村）に「協力確認書」を提出し、自治体からの要請に協力することを義務付けました。

当財団の特定技能支援事業では、特定技能1号の支援数が増加しましたが、本年度の目標を割り込みました。

特定技能2号については、造船分野で1人、食品分野で2号技能試験合格者が16人となり、受け入れ企業からサポートを要請されました。しかし、特定技能2号は支援対象外であり、内閣府の認定が必要になることから、内閣府と調整し公益法人法施行後に収益事業の追加の届出を提出することにしました。

3) 日本語教育推進事業[公1]

中国における日本語教育推進事業について、当財団は中国交流協会と連携して3回目となる「スキルアップオンライン研修会」を開催しました。この研修会には、中国各地の大学や学院の中国人日本語教師参加しました。今回のオンライン研修会についても受講者や関係者から高い評価を受けました。

また、昨年10月、訪中団派遣時に中国交流協会と業務会談を開催し、2025年度もスキルアップ研修会を開催することを確認するとともに、対面での開催について検討することにしました。

中国大学等への日本語教師派遣事業については、中国人材交流協会との業務会談で事業整理のコンセンサスが得られたことから、事業を廃止することにしました。

2 事業協議訪日団の招へいと同訪中団の派遣[公2]

当財団は昨年4月、職工中心の訪日団を招へいし、2019年4月以来となる対面での業務会談を開催しました。業務会談では、新規事業の在り方について協議するとともに、本年度は新規事業の一環として両国の労働問題の課題をテーマに北京でシンポジウムを開催することを確認しました。

また、昨年10月、財団の訪中団を派遣し、パートナー組織（職工中心、服务中心、中国交流協会）と業務会談を開催しました。業務会談では、今後の連携の在り方や共同事業について協議し、今後も交流を継続することを確認するとともに、職工中心とは「両国の少子高齢社会の課題」をテーマにシンポジウムを開催しました。

3 一般事業

1) 実習生等の日本語教育の推進

技能実習生及び特定技能外国人を対象に契約先企業の日本語支援システムを活用して昨年7月から第2次トライアルを開始しました。

今回は、大手受け入れ企業を中心に各企業から選抜し、eラーニングの受講率向上を目指して取り組みました。また、トライアルでは、受講状況をチェックしながら受講者に対するフォローを実施しました。しかし、1月時点では受講率は、50%程度にとどまっていたこともあり、未受講者の退会や新規受講者との入れ替えを実施し、受講者を絞り込みました。

今後は、本年6月で第2次トライアルが終了することから、トライアルの結果を検証するとともに、育成就労制度における日本語教育の方針も視野に入れながら7月以降の日本語教育の実施方法を検討していくことにしました。

2) 第2次組織と事業の在り方に関するプロジェクトチームの取り組み

在り方PTでは、2027年の育成就労制度開始までの3年間の年次計画を作成し、スケジュールに合わせて対策と準備を進めることにしました。また、「事業戦略の課題」をまとめるためテーマ別に「監理費・委託費の見直し」「人材確保と働き方」「業務の効率化」の検討チームを設置して検討を開始しました。

財団の組織と事業の見直しの関係では、特定技能制度と育成就労制度の基本方針が決定されたこともあり、内閣府による公益認定の判断の動きなどをみながら財団の組織や事業の見直しの必要性を検討することにしました。

3) HRsDアジア財団友の会（以下、友の会）の活動

友の会は、当財団の応援団として日本語教育や友好交流の促進など財団の活動を側面から支援することを目的に中国に派遣する日本語教師を中心に2014年5月1日に発足しました。

しかし、日本語教師派遣事業については、2019年から教師派遣を中止し、事業を整理することになりました。また、瀘坊研修所への日本語教師の派遣も服務中心の技能実習事業撤退により派遣を終了しました。

このような中で友の会は、コロナ禍で「友の会カフェ」が開催されず、活動が停滞していました。このため、常任理事会で本年度から友の会の会費徴収を停止するとともに、解散の準備を進めることを確認しました。